

入間ブランド認定事業について（ご案内）

第4期審査会：令和8年9月30日(水) [応募締切：9月8日(火)]

第5期審査会：令和9年3月25日(木) [応募締切：3月5日(金)]

1. 「入間ブランド」とは？

入間ブランドは、入間市の地域資源や特性を活かした魅力的な商品を、地元の「推しの一品」として応援し、たくさんの人に知っていただくという取り組みです。

入間市には、お茶、野菜、果物などの農産品、卵や肉などの畜産品をはじめ、お菓子、加工食品、衣料品、民芸品など、人々の思いのこもったたくさんの産物があります。そうした入間市らしい個性と、魅力を持った一品を応援したい。それが、入間ブランドの趣旨です。

「入間市のお土産」として、市内外に紹介したくなるような特別な品々をセレクトすることで、新たな商品の発掘や、長年親しまれてきた商品の継承につなげてまいります。

本事業は、令和6年4月1日に市が施行した入間ブランド認定要綱（令和6年告示第88号）に基づき、入間市観光協会が事業運営を行います。

2. 認定対象となる商品

入間ブランド認定を受けられる商品は、一般消費者に販売される食料品、農産品、畜産品、衣料品、民芸品又は工芸品であり、入間市内において製造、生産、加工され、又は企画されたものとしします。さらに、以下の要件を満たす商品としします。

- (1) 当該商品が入間らしさを表象していることにより、市の宣伝に寄与するものであること。
- (2) 既に一般消費者に販売されており、市場において高い評価を得ていること。
- (3) 価格が適正であること。
- (4) 消費者保護及び環境保護に関し配慮がなされていること。
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関連法令に適合していること。

※ (1)にある「入間らしさ」を表象する商品とは、以下のような商品を指します。

- ・入間市の風景や名物、歴史、文化等を題材とした商品。
- ・材料に入間市内で生産された農畜産物や、市内で製造された部品を使用した商品。
- ・入間市内の特筆できる産業・技術で製造された商品。
- ・入間市内で長く一般に親しまれている商品。

3. 認定申請できる方

入間ブランド認定を申請できる方は、事業者として1年以上の実績を持つ法人、団体及び個人の方であり、入間市内に事業所または製造所がある方、または入間市観光協会会員である方とし、以下の要件を満たす方とします。

- (1) 申請した商品の生産、製造、販売等に関し、必要な許認可等を取得していること又は取得の見込みがあること。
- (2) 申請した商品の生産、製造、販売等に関し、第三者の産業財産権等に損害を与えるものでないこと。
- (3) 外国人にあっては、日本国内において就労が認められる在留資格を有すること。
- (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する事業を営んでないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び入間市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 市税（入間市税条例（昭和32年条例第21号）第3条に掲げる税目をいう。）を滞納していないこと。

4. 商品の申請

入間ブランド認定の申請には、必要事項を記載した以下の書類と資料を提出する必要があります。なお、入間ブランド認定を申請し、認定を受けることができる商品は、原則として1事業者につき3件までとなります。

- (1) 入間ブランド認定申請書（様式第1号）
- (2) 入間ブランド認定申請調書（様式第2号）
- (3) 認定を受けたい商品
- (4) (3)の外装見本
- (5) 試飲品・試食品（審査会実施日に提出。食品・飲料を申請する場合のみ）

※ (1)及び(2)の書式は、入間市観光協会窓口（入間市役所商工観光課内）にて配布しています。また、入間市観光協会公式ホームページよりダウンロードすることもできます。

※ 申請商品が一定数集まってから審査を行うため、申請から審査まで数カ月程度かかる場

合があります。そのため、(3)の提出は申請日から審査会実施日までの、任意の期日とすることができます。特に、賞味期限・品質保持期限等のある食品や飲料については、(3)の提出を審査会実施日とすることができます。

5. 商品の審査

入間ブランド認定の申請が出された場合、申請日から6ヶ月以内に審査会を開催します。審査会の開催日については、申請者に対し別途お知らせさせていただきます。

審査会では、観光協会により委嘱された審査委員が、商品に関する詳しい情報や、商品そのものを実際に確認し、飲食品については試食・試飲を行った上で、商品が入間ブランドにふさわしいかどうかを判断します。申請者は、審査会において、商品に関するプレゼンテーションを行い、商品に込められた「思い」や、商品の「入間らしさ」などをアピールすることができます。

審査会の終了後、委員による協議を経て、その商品を入間ブランドに認定するかどうかを決定します。ブランド認定が決定したときは、申請者に対し「入間ブランド認定書」が交付されます。認定ができない場合には、その旨を申請者に対し文書で通知します。

なお、申請商品のうち、既に入間市のふるさと納税返礼品に指定されている商品については、返礼品指定の際、当事業と同様の審査が実施されていることから、ブランド認定に係る審査は免除とさせていただきます。

6. 入間ブランドに認定されると・・・

① 認定シールの配布

認定事業者の方には「入間ブランド認定シール」をお配りします。事業者の方は、入間ブランドに認定された商品の外装等にこのシールを貼り、ブランド認定品であることをアピールできます。

② ホームページ・公式SNS等での商品紹介

入間市公式ホームページ、入間市観光協会公式ホームページや観光協会公式SNSなどで認定品と認定授業者の紹介を行い、「入間市のお土産」として広報します。

③ 認定品パンフレットの作成・配布

「入間ブランド認定品パンフレット」を作成・配布し、認定商品と認定事業者について広く一般に周知します。

④ のぼり旗等の配布

希望者に対し、認定品販売店舗に掲示して宣伝に活用することができる「入間ブランド認定品販売店のぼり旗」などのグッズを事務局にて配布します。

7. 認定期間

認定を決定した日から2年間。

※ 有効期間満了後も引き続き認定を受けたい場合、期間満了日の30日前までに、「入間ブランド認定更新申請書」を提出することで、認定期間を延長することができます。

8. ご注意

- (1) 申請にあたっては、入間ブランド認定要綱（令和6年告示第88号）及び入間ブランド認定事業実施要領を遵守してください。
- (2) 申請書類や見本等の提出物は返却いたしません。
- (3) 申請時に提出された個人情報については、本事業の目的以外では使用いたしません。
- (4) 申請した商品に関する特別なノウハウや秘密事項の保護については、法的対策を取る等、申請者自身の責任及び負担により対応してください。
- (5) 申請した商品に関し、第三者の著作権や産業財産権などに損害を与えたことにより生じたトラブル等については、申請者自身の責任及び負担により解決してください。
- (6) 申請及び審査に必要な経費は申請者の負担となります。
- (7) 審査結果に対する個別のお問い合わせには、一切お答えできません。
- (8) 商品の認定後は、認定品の生産、製造、販売等を通じて、積極的に入間ブランドのイメージ向上にご協力ください。
- (9) 商品の認定後は、認定品の計画的な生産及び製造、適正な保管並びに流通体制の整備にご協力ください。なお、認定品の品質、流通、販売等において事故などの問題が生じたときには、入間市観光協会または入間市役所商工観光課へただちに報告し、必要な措置を講ずるようお願いいたします。

問い合わせ先・申請書提出先

〒358-8511

埼玉県入間市豊岡1-16-1

入間市役所商工観光課内 入間市観光協会

【電話・FAX】04-2964-4889

【MAIL】info@iruma-kanko.jp